

まちづくり提案について



まちづくり提案制度とは

『協働』と『参画』によるまちづくりを進めていくには、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意志をもち、まちづくりの担い手となる「町民」及び「別荘所有者」の皆さんが積極的にまちづくりにかかわっていくことが重要です。

町では、先人が築きあげてきた軽井沢町の財産である緑豊かな自然や歴史、文化を守り育てながら後世に継承すること及び個性豊かで活力にみちた地域社会の実現を目指し、町にかかわるすべての人によるまちづくりを推進していくための基本的な事項を定める「軽井沢町まちづくり基本条例」の目的に沿って、町民等の皆さんがまちづくりに対するアイデアや自主的なまちづくりの活動などについて提案する「まちづくり提案」制度を設けています。

皆さんより提出された「まちづくり提案」は、まちづくり活動の支援や町の施策へ反映するため検討していきます。

〈まちづくり提案制度の活用例〉

協議されたまちづくり提案は、内容によって町の施策やまちづくり活動など、様々な形で反映されます。ここではその反映方法について参考例をご紹介します。

①協力

提案者と町が目的や課題を共有したうえで、町が必要に応じて物品の貸与、活動の周知、会場等の便宜を図ること。後援やアダプトシステムなど。

例えば!!

住民の方々が、公共施設内のごみ拾いや草刈りなどを行うアダプトプログラム（里親制度）が実施されています。町からは清掃用具の提供やアダプトサイン（実施団体が活動を行っていることを、皆様にお知らせするための看板）の設置を行っています。

②資金助成

まちづくり活動を行う団体へ活動資金を助成します。

例えば!!

軽井沢町「みんなの力でつくるまち」活動支援事業により補助金を交付し、地域の課題解決や活性化につながる活動を行う団体を支援しています。（これまでも町の自然環境保全のための活動や住民の防災意識や知識の向上を図るための活動など、様々なまちづくり活動を行う団体を支援しました。）

③共催

協定等により提案者と町がともに主体となり、対等な立場で事業を行うこと。実行委員会や協議会など。

例えば!!

秋の軽井沢を満喫していただくために、町と各種団体からなる「軽井沢紅葉まつり実行委員会」を組織し、ボランティアとともに「軽井沢リゾートマラソン」や「アウトドアどんぐり体験」、「駅からハイキング」など魅力的なイベントを開催しています。

④委託

行政サービスの一部を、活動団体等に委ねること。

例えば!!

身近に豊かな自然が広がる軽井沢町では、野生動物と人との関わり方が非常に重要なものとなっています。町ではNPO法人に委託し、子供たちに「クマの生態や習性」「出会ったときの対処法や出会わないための対処法」などを学習する機会を設けています。

<図：まちづくり提案の流れ>

